

令和3年度 奈良市修学旅行生 「奈良旅行」支援事業（奈良土産品支給） 事業者募集要項

1.目的

新型コロナウイルスの感染拡大により、やむを得ず奈良市への修学旅行が中止となり、思い出作りができなかった児童・生徒の皆様は奈良の土産品を提供することで、奈良への関心を深め、将来改めて奈良へお越しいただくことを目的とする。

2.業務名称

令和3年度 奈良市修学旅行生「奈良旅行」支援事業 奈良土産品支給業務

3.業務内容

令和3年度 奈良市修学旅行生「奈良旅行」支援事業（奈良土産品支給業務）業務委託 仕様書のとおり

4.契約方法及び委託料

(1)契約方法は、奈良土産品1セットあたり1,000円の単価契約とする。

なお、委託料には、商品代、送料、袋代、諸経費、消費税等を含むものとする。

(2)委託料は1,000円に発注数を乗じた金額を委託料とする。

5.委託期間

契約の日から令和4年2月28日（月曜日）までとする

6.事業者の要件

次の項目すべてに該当する事業者とする。個人・法人は問わない。

- (1)「奈良土産品支給業務委託事業」の趣旨を理解し、将来に向けて奈良市への修学旅行生を獲得するため、修学旅行生に喜ばれる奈良土産品の提案と発送ができること。
- (2)奈良市内に事業所を有し、その事業所において、修学旅行生を主な客層のひとつとして、常時対面で土産物の小売販売を行っており、今後も継続して行うこと。
- (3)通信販売のみを行っている事業者ではないこと。
- (4)200名分程度の奈良土産品の調達及び各学校へ発送することが可能で、委託業務実施報告書などの諸書類を延滞なく準備できること。
- (5)奈良土産品について、奈良市発注日から概ね2週間以内に、到着日指定可能かつ追跡可能な方法で発送できること。
- (6)発注及び受注時に、FAXもしくはメールで対応できること。
- (7)市税の滞納をしていないこと（ただし、市税における納税の猶予を受けており、その猶予期間内であるものを除く）
- (8)暴力団、暴力団員等に関与していないこと。

7.奈良土産品の要件

- (1)商品代、送料、袋代、諸経費、消費税等を含めて「1,000円」とすること。
- (2)奈良市を連想させ、奈良市をPRできるものであること。
お菓子等の食品類・文具・小物・書籍等の種類は問わない（複数商品の組み合わせも可）。
ただし、自社のPR商品と受け取れるものは除くこと。
- (3)学校側の配布作業の負担にならず、児童・生徒がカバン等に収納して容易に持ち帰りができる商品であること。
- (4)持ち帰り用に奈良土産品が入る袋を人数分用意すること。
- (5)お菓子等の食品類は奈良市を連想させる商品で、消費期限が到着日から概ね2週間以上あるものとする。
- (6)アレルギーがある児童・生徒もいるため、食品の場合は成分表示があること。
- (7)コピー商品、奈良市と関係がないと思われる商品、奈良市以外でも多く販売されている商品、生ものや冷凍または冷蔵が必要な商品、割れ物等破損しやすい商品でないこと。
- (8)雑貨類は、「奈良市の特産品である・特産品を利用している」「奈良らしい模様・柄がある」等、奈良市を連想させ、奈良市をPRできる商品であること。
キャラクター商品は可。奈良市として発送するため、奈良市のキャラクターとして広範囲に認知されているようなキャラクター（例 奈良市観光協会キャラクター「しかまろくん」等）関連商品が望ましい。

8.奈良土産品の留意点

- (1)奈良土産品の支給対象となるのは「奈良市を訪問する修学旅行が中止となってしまう、思い出作りの機会がなくなってしまった児童・生徒」であるため、多くの方々に改めて奈良に来ていただきたいという「気持ち」を込めて発送するという点に十分に留意すること。
- (2)修学旅行生（主に小学校6年生、中学校3年生、高等学校2年生もしくは3年生）に適した土産品を選定するよう留意すること。

9.奈良土産品の登録について

- (1)登録できる奈良土産品は、1事業者につき1セットとする。
- (2)奈良市として発送することがふさわしくないとと思われる商品が提案された場合、商品の変更を求めるか、奈良土産品として登録しない場合がある。

10.委託にあたっての手続き及び契約

業務を委託する事業者及び登録する奈良土産品については、事前に公募し、奈良市で精査したうえ、登録するものとする。

(1)事業者登録

- ①本事業に協力する意思があり、登録を希望する事業者は「事業者登録申請書」を奈良市に提出すること。その際、「奈良土産品提案書」もあわせて提出すること。
- ②提出した申請書、提案書を奈良市で確認後、「事業者登録申請書受付票兼登録票」を奈良市から送付する。

(2)奈良土産品の提案

- ①「奈良土産品提案書」に、商品名、店舗販売価格を記載すること。また、商品と販売価格が写った写真を添付すること。
- ②1 セットにつき、商品は販売価格のみの合計で、800 円を超えるよう設定し、商品代、送料、袋代、諸経費、消費税等を含めて 1,000 円にすること。(商品は複数組合せでも単品でも可)
- ③商品は所定の数量を奈良市発注日から概ね 2 週間以内に調達し、発送できるものとする。
- ④1 箱に複数個入っている商品については、商品の後に「(〇〇個) 入り」と記入すること。
- ⑤アレルギーがある児童・生徒もいるため、食品の場合は成分表示があること。
- ⑥商品は、実勢価格等を勘定し、社会通念上相当と認められるものにする。
- ⑦商品は、奈良市に宿泊する修学旅行が中止となった児童・生徒に向けて奈良市の魅力を伝えるとともに、市内で製造、加工されたものや奈良にゆかりがあるもの等、奈良市から提供するものとして奈良市を PR できるに相応しいものとする。

(3)奈良土産品の決定手続き

- ①奈良市は「奈良土産品提案書」にて提案された商品の内容、価格等を精査したうえ、奈良土産品を決定し、登録する。
- ②奈良市は、登録決定について、「事業者登録申請書受付票兼登録票」にて事業者へ通知する。

(4)契約

登録決定された事業者と奈良市は、「令和 3 年度 奈良市修学旅行生「奈良旅行」支援事業 奈良土産品支給業務 委託契約書」に基づき、契約書を取り交わす。(契約期限は令和 4 年 2 月 28 日まで)

奈良市に相手方登録がない事業者は、「相手方登録申請書 (*)」もあわせて提出すること。

* 奈良市からの委託料支払いの際の振込先の登録申請。

11.関係書類の保管

補助金の交付を受けた者は、補助金等の交付に係る収支等を明らかにした帳簿等を備え、かつ当該収支等についての証拠書類を整理し、補助対象事業を完了した日の属する年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

12.その他

- (1)学校からの申請状況と最大受注可能数に応じて奈良市が事業者へ配分し、原則 1 回のみ発注を行う。
- (2)発送先の住所、発注数等は発注時に発注書にて知らせる。
- (3)事業者として登録されても、必ずしも業務発注が約束されるものではない。
- (4)最大受注可能数を超えた場合は、他の対応可能な業者へ配分する。

13.募集の日程

- (1)募集期間：令和 3 年 10 月 1 日（金曜日）から令和 3 年 10 月 22 日（金曜日）必着
- (2)募集方法：奈良市ホームページに掲載、しみんだより 10 月号に掲載
- (3)応募方法：「事業者登録申請書」、「奈良土産提案書」、その他必要添付書類をメールもしくは郵送にて提出

14.書類の提出先及び問合せ先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市 観光経済部 観光戦略課

電話：0742-34-4739

メール：kankousenryaku@city.nara.lg.jp